2010年8月3日制定 2011年2月1日改定 2012年7月1日改定 2014年1月10日改定 2015年7月1日改定 2017年2月1日改定 2017年10月1日改定 2020年4月1日改定 2020年1月1日改定 2021年4月1日金額総額表示

# ワイドスター Ⅱ 定額保守サービス利用規約

株式会社 N T T ドコモ (以下「当社」といいます) は、第1条に定める対象機器の保守サービス (以下「本サービス」といいます) をワイドスター II 定額保守サービス利用規約 (以下「本規約」といいます) に基づき提供するものとします。なお、本サービスは、対象機器の保守サービスのみを行うものであり、衛星電話を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

## 第1条(対象機器)

当社は、次に定める船舶設置のワイドスター II の製品(以下「対象機器」、以下の①及び②を「対象本体機器」といい、全ての製品を含む場合を指して「対象機器一式」といいます)について本サービスを提供します。

- ①衛星船舶・車載端末 01
- 衛星船舶車載アンテナ 01
- ③衛星ハンドセット 01
- ④衛星 F A X アダプタ 01
- ⑤ワイドスターマルチアダプタセット(ワイドスターマルチアダプタ専用 A Cアダプタを含みます。)
- ⑥モバイルW i F i ルーター(ワイドスター II 専用)
- ⑦L2F Assist for WIDESTAR

#### 第2条(本サービスの適用範囲)

- 1. 本サービスは、対象機器の自然故障時、及び本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)の責による故障発生時に適用するものとします。
- 2. 本サービスは、対象機器を船舶に設置し利用している場合に限り、適用します。

# 第3条(本サービスの内容)

- 1. 本サービスは、当社が別に定めるワイドスター通信サービス契約約款(以下「契約約款」といいます)に基づくワイドスター通信サービス(第2種契約)の回線契約(以下「衛星電話契約」といいます)並びに対象本体機器を有しているお客さまに対して、本規約に基づき提供するものとします。
- 2. 本サービスの申込みにあたっては、以下の「サービスメニュー一覧」に記載の中から何れかのメニュー(以下、各サービスを個別に指して「各個別サービス」といいます)を選択するものとします。

## <サービスメニュー一覧>

①フルサポート保守サービス

- ②フルサポートプラス保守サービス
- ③オンサイトサポート保守サービス
- ④スポット保守サービス
- ※各個別サービスの詳細は、別紙1のとおりとします。

#### 第4条(本サービスの申込み)

- 1. 本サービスの申込希望者(以下「申込者」といいます)は、次の条件に従い当社所定の契約申込書(別紙2「ワイドスター II 定額保守サービス契約申込書」を含みます。以下「契約申込書」といいます)を当社が指定する場所に提出するものとします。また、申込者は、契約申込書の記載内容を確認することが必要であると当社が判断する場合、当社が指定する書類を当社が指定する場所に提出するものとします。
- 2. 申込者は、衛星電話契約の契約者に限ります。
- 3. フルサポート保守サービスの申込者は、以下のいずれかの日までに、当社に申込みを行うものとします。
  - ① 衛星電話契約の新規申込みに加え、当社から新たに対象本体機器の購入を行う場合は、衛星電話契約に基づくサービス提供開始日から30日以内で、申込者の希望するフルサポート保守サービスの提供開始日の7営業日前
  - ② 当社から新たに対象本体機器の購入のみを行う場合は、対象本体機器の購入日から30日以内で、申込者の希望するフルサポート保守サービスの提供開始日の7営業日前
- 4. フルサポートプラス保守サービスは、フルサポート保守サービスの契約期間を満了されたお客さまのみ申込みを行うことができます。フルサポートプラス保守サービスは、フルサポート保守サービスの契約期間満了日の30日前からフルサポート保守サービスの契約期間満了日までに当社に申込みを行うものとします。
  - フルサポートプラス保守サービスの契約期間の開始日(提供開始日)は、フルサポート保守サービスの契約期間満了 日の翌日になります。
- 5. オンサイトサポート保守サービス及びスポット保守サービスは、お客さまの希望する各個別サービスの提供開始日の7営業日前までに、当社に申込みを行うものとします。
- 6. 申込者が対象機器を当社から購入せずに事前に準備の上、当社が別途指定する保守協力会社(以下「保守協力会社」といいます)で設置工事を行う場合は、オンサイトサポート保守サービス又はスポット保守サービスのみ申込みを可能とします。

#### 第5条(申込みの承諾)

当社は、次の何れかに該当しないことを確認したときは本サービスの申込みを承諾するものとし、契約者と当社との間で本サービスの提供にかかる契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。なお、やむを得ない事由により、契約者が希望される本サービスの提供開始日に本サービスを提供できない場合があります。

- (1) 契約者が当社との衛星電話契約若いは本契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき
- (2) その他当社の業務の遂行上支障があると認めたとき

#### 第6条(申込者による申込み取消)

申込者は、本サービスの提供開始日の3営業日前までに当社に通知することにより、本契約の申込みを取り消すことができます。

#### 第7条(本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、作業場所及び作業日時を契約者又は契約申込書記載の故障時の保守サービスご対応者(以下「保守対応者」といいます)と協議のうえ決定し、保守協力会社が現地へ出向き、故障を切り分ける作業(以

下「故障切り分け作業」といいます)を行った結果(以下故障修理に関する作業を「故障修理作業」といい、故障切り分け作業とあわせて「故障対応作業」といいます)、修理が必要であると当社が判断した場合は、故障修理作業により、故障した契約者の対象機器(以下「故障機器」といいます)を「良品機器」と交換することで提供するものとします。なお、「良品機器」とは、他の契約者が利用されていた対象機器を本サービスに基づき当社が回収し修理したうえで、筐体を交換し、新製品の出荷時と同様の状態に初期化したリフレッシュ品となります。

- 2. 契約者は前項により良品機器と交換した故障機器を、当社がリフレッシュしたうえで本サービスの良品機器として利用する場合があることに同意するものとします。
- 3. 本サービスの提供は日本国内の次に定める条件を全て満たす場所に限ります。但し、当社と契約者との間で本サービス提供場所以外での提供について、作業内容及び作業に必要となる費用等について合意したときはこの限りでありません。
  - ① 別紙3「普通工事区域の基点港湾」より陸路において50キロメートル以下の地域(北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の各本土より架橋のある離島も含む)であること
  - ② 船舶がけい留施設にけい留又は陸岸されていること
- 4. 故障修理作業を行う場合、対象機器の保証期間を確認するため、当該対象機器の保証書を当社にご提示いただきます。
- 5. 故障修理作業の際に、故障機器等の内部に保存されたメモリダイヤル及び各種設定等(以下メモリダイヤルとあわせて「内部データ」といいます)は初期化されますが、当社は、内部データを別の機器等に移し換えることはいたしません。必要な内部データは、契約者自身でバックアップを行うものとします。
- 6. 全損・水濡れ等の状況により故障機器の修理ができないと当社が判断した場合は、故障修理作業を行わないものとします。この場合、当社は速やかにその事実を契約者に通知するものとします。
- 7. 契約者は、故障対応作業を行う際に必要な範囲で、対象機器等の稼動を停止するものとします。
- 8. 故障対応作業を行うにあたり、安全に作業を行うことができるよう当社が依頼した場合は、契約者は必要な措置を講じることとします。
- 9. 故障対応作業を行う際に、対象機器の設置場所の状況から技術員が安全に作業ができないと判断したときは、契約者にて、対象機器を本サービス実施可能な場所まで移動していただくか、又は故障対応作業をお断りする場合があります。

# 第8条(本サービスの受付及び提供時間)

当社は本サービスを次の時間帯において提供します。

(1) 故障受付

平日 9:00 ~ 20:00 (年中無休)

土日祝日 9:00 ~ 17:00 (年中無休) (年末年始: 12/29~1/3は、土日祝日扱いとなります) ※故障受付は、当社が定める専用のコールセンターで行います。

(2) 故障対応作業

平日 9:00 ~ 18:00

土日祝日 9:00 ~ 17:00 (年末年始:12/29~1/3は、除きます)

- ※当社の都合等により受付・故障対応作業ができない(遅延含む)場合があります。
- ※故障対応作業の作業場所及び作業日時については、当社と保守対応者又は契約者との間で事前に協議 するものとします。

## 第9条(本サービスの利用料金の支払義務)

契約者は、当社に対し、本サービスの対価として、以下各号に定める料金を当該各号の定めに従い支払う義務を負うものとします。

(1)定額保守料金

- ①フルサポート保守サービス、フルサポートプラス保守サービス及びオンサイトサポート保守サービスの契約者は、第 10条に定める定額保守料金(以下「定額保守料金」といいます)を、第11条の定めに従い支払うものとしま す。なお、各個別サービス提供開始日が月途中の場合、該当月の定額保守料金を暦日数により利用日数分 (各個別サービス提供開始日を含みます)で日割り計算した金額を請求します。
- ②定額保守料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとします。
- (2) 故障切り分け作業にかかる費用(故障切り分け作業や故障修理作業を行うために現地へ出向くことに伴い発生する出張費や作業費用をいいます)
  - ①契約者は、第8条に定める故障受付の窓口に対して修理依頼をし、作業員が故障対応作業のために作業場所に出向いた場合は、故障対応作業の実施の有無に関わらず第10条に定める故障切り分け作業にかかる費用を第11条の定めに従い支払うものとします。
  - ②1件の故障受付において、契約者都合で複数回作業場所に出向いた場合、出向いた回数分の故障切り分け作業にかかる費用をお支払いいただくものとします。
  - ③複数の対象機器が同時に故障した場合は、1件の故障受付として取扱い、故障切り分け作業にかかる費用をお支払いいただくものとします。
  - ④前三号にかかわらず、フルサポート保守サービス、フルサポートプラス保守サービス及びオンサイトサポート保守サービスにおける故障切り分け作業にかかる費用は、定額保守料金に含まれるものとします。
- (3) 故障修理作業にかかる費用(対象機器の修理を実施した際に発生する費用をいいます)
  - ①無償となる場合
  - i) フルサポート保守サービス及びフルサポートプラス保守サービスの場合 次のア及びイを全て満たす場合に、故障修理作業にかかる費用は無償となります。
    - ア 故障の原因が自然故障(当社の定める基準に照らして、取扱説明書の注意書にしたがった正常な使用 状態のもとで発生した故障をいいます。以下本号において同様とします)と当社が判断した場合
    - イ 修理依頼が対象機器の購入後1年以内のメーカー保証期間内になされたとき又は販売後1年を超える 対象本体機器についてなされたとき
  - ii) オンサイトサポート保守サービス又はスポット保守サービスの場合 次のア及びイを全て満たす場合に、故障修理作業にかかる費用は無償となります。
  - ア 故障の原因が自然故障と当社が判断した場合
    - イ 修理依頼が対象機器の購入後1年以内のメーカー保証期間内になされたとき
  - ②有償となる場合

前①号に定める条件に該当しない場合は、契約者は第10条に定める故障修理作業にかかる費用を、第11条の定めに従い支払うものとします。

なお、故障修理作業が有償となる場合、当社は、事前に契約申込書に記載されている契約者連絡先に連絡し、有償修理実施について契約者の承諾を得た後、良品機器との交換よる修理を行います。但し、有償で修理を行う旨について契約者の承諾を得られなかった場合、故障機器の故障原因が全損又は水濡れ等により故障機器の修理が不可能であると当社が判断した場合においては、故障修理作業を行わないものとします。

#### 第10条(本サービスの料金額)

契約者は、当社に対し、別紙1の料金表に従い、支払うものとします。

#### 第 11 条 (本サービス利用料金の支払方法等)

1. 契約者は、定額保守料金を、当社所定の支払期日(以下「支払期日」といいます)までに支払うものとします。 この場合において、契約者は、その料金(第20条の定めにより、当社が請求事業者(第20条第1項に定める

者をいいます。以下同じ)へ譲渡したものを除きます)について、当社に支払うものとします。なお、当社の事前の 承諾により、当社と契約者との間で別途締結済みの衛星電話契約に基づく契約者の月額の通信料金とあわせて、 お支払い頂くことも可能です。

- 2. 前項のお支払いとは別に、前項のお支払いにかかる振込等の手数料は契約者負担とします。
- 3. 定額保守料金の他に故障切り分け作業にかかる費用若しくは故障修理作業にかかる費用が発生した場合、又は 第7条第3項の本サービス提供場所以外での故障切り分け作業を行った場合等、契約者と別途合意の上作業 費及び交通費等が発生した場合、当該費用については、当該作業の完了毎に請求書を契約者に送付するものと します。この場合の当該費用の支払いについては、前号を準用するものとします。なお、当社の事前の承諾により、 当社と契約者との間で別途締結済みの衛星電話契約に基づく契約者の月額の通信料金とあわせて、お支払い 頂くことも可能です。
- 4. 当社は、契約者から支払期日を経過しても本サービスに係る料金の入金が確認できないとき(支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 20 条の規定により、当社が本サービスに係る料金を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき(請求事業者が支払いの事実を確認できないときを含みます)は、本サービスの提供を停止するとともに、当該事由が解消しない場合は、本契約を解除する場合があります。この場合、本サービス利用料金の減額・返還等は一切行なわないものとします。
- 5. 契約者は、本サービスに係る料金(第 20 条の規定により、当社が請求事業者へその債権を譲渡したものを含み、 延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法に より支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでは ありません。
- 6. 前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている本契約について、契約者が支払うべき本サービスに 係る料金がないときは、その本契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。
- 7. 本契約に基づき発生する請求額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします

# 第12条 (業務完了報告及び検査)

当社は、本サービスに基づき故障対応作業を実施した場合、「端末修理完了報告書」により作業実施の報告を行うこととし、当該報告をもって故障対応作業完了日とします。

# 第13条(契約の解除)

当社は、契約者に次の各号の一に定める事由が生じたときは、契約者に対する催告その他何らの手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします(以下当社が本契約を解除した日を「解除日」といいます)。この場合、当社は、定額保守料金の返還は行わず、契約解除に関連して当社に発生した一切の損害及び費用は、契約者の負担とします。

- (1) 本規約に定める各項目の一に違反したとき
- (2) 申込にあたって、当社所定の契約申込書に事実に反する記載を行ったことが判明したとき
- (3) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (4) 契約者の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき
- (5) 契約者の衛星電話契約について、解除がなされたとき
- (6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
- (7) 本サービスを申込み後、保守協力会社以外が対象機器の設置工事を行ったことが判明したとき

## 第14条(中途解約)

契約者は、自己の都合によりいつでも各個別サービスに係る契約の全部を解約することができます。この場合、契約者

が第4条第1項に定める当社が指定する場所又は第8条に定める専用のコールセンターを通じて、当社が定める方法に従い当社に解約の申し出をし、当社が当該申し出を受理した日をもって解約日とします。フルサポート保守サービス、フルサポートプラス保守サービス及びオンサイトサポート保守サービスについて、解約日が月途中の場合の当該月の定額保守料金は、該当月の定額保守料金を利用日数分(解約日の前日までの日数とし、解約日は含みません)で日割り計算した金額とします。

#### 第15条(免責事項)

当社は次に定める事項について、損害賠償責任その他の責任を負わないものとします。

- (1) 対象機器に内部データが残っていたことによる契約者に発生したいかなる損害
- (2) 本サービスの提供に伴う内部データの損壊・消失等
- (3) 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由による本サービスの提供遅滞又は不能
- (4) 前各号の他、当社の責に帰すべからざる事由により発生した対象機器の故障

#### 第16条(契約期間)

- 1. 個別サービスに係る本契約の契約期間は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) フルサポート保守サービスの契約期間

サービスの提供開始日から最長6年間とします。なお、フルサポート保守サービスの契約期間中に解約、解除を行なった場合及びフルサポート保守サービスの契約期間満了後、再度フルサポート保守サービスの契約を締結することはできません。

- (2) フルサポートプラス保守サービスの契約期間
- (3) サービスの提供開始日より、解約日又は解除日までの期間とします。なお、フルサポートプラス保守サービスの契約期間中に解約、解除を行なった場合、再度フルサポートプラス保守サービスの契約を締結することはできません。
- (4) オンサイトサポート保守サービスの契約期間
  - サービス提供開始日より、解約日又は解除日までの期間とします。

なお、オンサイトサポート保守サービスの契約期間中に解約、解除を行なった場合、再度オンサイトサポート保守サービスの契約を締結することはできません。

- (5) スポット保守サービスの契約期間
  - サービス提供開始日より、解約日又は解除日までの期間とします。
- 2. 保守協力会社によって船舶に対象機器の設置工事を実施し、その後保守協力会社による他の船舶への対象機器の 移設工事を実施した場合であっても、本サービスの契約期間に変更は生じないものとします。

# 第17条(名義変更·改称等)

- 1. 契約者が衛星電話契約の名義変更を行う場合、本契約も同一名義人への名義変更を行うものとします。
- 2. 契約者が名義変更(本契約上の利用者の地位を第三者に譲渡することをいいます)及び改称(利用者の名称や称号を改めることをいいます)その他契約申込書の内容に変更が生じる場合は、すみやかに当社にその旨の申し出を行うこととします
- 3. 第1項に基づき名義変更を行う場合、名義変更前の契約者が本契約上有していた一切の権利及び義務(名義変 更前に発生した料金の支払義務を含みます)を承継するものとします。
- 4. 契約者は、本契約に基づき、当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は承継させる場合は、当社にあらかじめ通知のうえ、当社所定の手続きを実施するものとします。

#### 第18条(利用休止)

契約者が衛星電話契約の利用休止後、同一衛星電話契約(回線番号及び契約者名)にて再利用の請求に基づき 衛星電話契約を締結した場合は、利用休止期間も本サービスの契約期間に含まれるものとします。但し、利用休止期 間中の第9条第1項の定額保守料金は、当社に対する支払いを要しないものとします。

#### 第19条 (契約不適合責任の範囲)

個別の本サービスの故障対応作業完了日から起算して6か月以内に修理内容について本規約に定める内容に適合しない点(以下「契約不適合」といいます)が発見され、当該契約不適合が当社の故意・過失に起因する場合は、当社の費用において、当該契約不適合の修補を実施するものとします。

#### 第20条(債権の譲渡等)

- 1. 契約者(当社が指定する契約者を除きます)は、当社が本サービスに係る料金を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2. 契約者は、前項に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、契約者の氏名、住所及び電話番号等の情報 (請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限ります)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります)を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3. 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものに限ります)を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

## 第21条(損害賠償)

当社が本契約又は本サービスの提供に関して契約者に発生した損害を賠償する場合、その損害賠償金額の累積総額は、本規約に特段の定めのある場合を除き、契約者が支払済の定額保守料金の総額又は直近一年分の定額保守料金のうちのいずれか低額の金額を超えないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。

# 第22条(本規約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1)本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2)本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2. 当社は、本規約の内容を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

# 第23条 (本サービスの変更、廃止)

- 1. 当社は都合により、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本契約は自動的に終了するものとします。
- 2. 当社は、前項に基づく本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することにより、契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
- 3. 当社は第1項の規定により、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止するときは、契約者に対し、当社が適当と判断する方法により、あらかじめその旨を通知します。

## 第24条(紛争の解決)

本サービス或いは本契約に関して、契約者と当社との間で紛争が発生した場合は、東京地方裁判所又は契約者の住所

地の地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2010年8月3日)

本規約は2010年8月3日から実施します。

附則(2011年2月1日)

この改定規約は2011年2月1日から実施します。

附則(2012年7月1日)

この改定規約は2012年7月1日から実施します。

附則(2014年1月10日)

この改定規約は2014年1月10日から実施します。

附則(2015年7月1日)

この改定規約は2015年7月1日から実施します。

附則(2017年2月1日)

この改定規約は2017年2月1日から実施します。

附則(2017年10月1日)

この改定規約は2017年10月1日から実施します。

附則(2020年4月1日)

この改定規約は2020年4月1日から実施します。

附則(2020年11月1日)

この改定規約は2020年11月1日から実施します。

## 別紙1

# (1) 各個別サービスの詳細

(1) 合他がリーに		T	1			
	契約期間	定額保守 料金	保守サービス内容			
サービス名			故障 切り分け作業	故障修理作業		
				自然故障		契約者責に
			9)))))) F <del>*</del>	1年以内	1年超	よる故障
フルサポート 保守サービス	提供開始日 から最長6年 間 ※1	月額 3,740円	対象機器の切り分け作業を 実施する。		対象本体機器 が故障の場 合、無償で修	
フルサポート プラス保守 サービス ※4	月額	月額 5,390円	当該作業にか かる費用は、 定額保守料金 に含まれる。 ※2	対象機器が故障の場合、無償で修理を行う。	古、無信で 理を行う。 ※3 対障理を行う。 ※3 対障理表のののののののののののののののののののののののののののののでででである。 理作金をでいるのでである。 は、できないでは、できないでは、できない。 は、できないでは、できない。 は、できないでは、できない。 も、できない。 と、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、できない。 も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	対象機器が故障理ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
オンサイト サポート 保守サービス		月額 2,970円				
スポット 保守サービス		_	対象機器の切り分け作業を 実施する。 当該作業にかかる費用は、 53,900円/件 ※2※5			

(稅込)

- ※1 第4条第3項の定めに従い、当社から新たに対象本体機器を購入した場合のみ申込むことができます。
- ※2 複数の対象機器が同時に故障した場合であっても、1件の故障受付として取扱い、故障切り分け作業にかかる費用をお支払いいただくものとします。
- ※3 対象本体機器以外の修理は、修理の都度、下表(2)「故障修理作業にかかる料金表」に定める料金を請求します。
- ※4 フルサポートプラス保守サービスは、フルサポート保守サービスの契約期間を満了されたお客さまの み申込みを行うことができます。フルサポートプラス保守サービスの契約開始日はフルサポート保守サービスの契約満了 日の翌日になります。
- ※5 1件の故障受付において、契約者都合で複数回作業場所に出向いた場合、出向いた回数分の故障切り分け作業 にかかる費用をお支払いいただくものとします。

# (2)故障修理作業にかかる料金表

対象機器	金額	備考
衛星船舶·車載端末 01	123,970円	対象本体機器
衛星船舶車載アンテナ 01	158,840円	対象本体機器
衛星ハンドセット 01	30,360円	
衛星 F A X アダプタ 01	76,010円	
ワイドスターマルチアダプタセット	60,720円	
モバイルWi-Fiルーター	32,670円	
L2F Assist for WIDESTAR	73,370円	

(税込)